

諮問庁：国立大学法人京都教育大学

諮問日：令和7年12月10日（令和7年（独情）諮問第122号）

答申日：令和8年10月16日（令和8年度（独情）答申第28号）

事件名：ハラスメント防止委員会に相談が寄せられた回数分かる資料等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書6」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年8月6日付け京教育総第22号により国立大学法人京都教育大学（以下「京都教育大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 本件処分において、学長は、審査請求人が開示を求めた文書のうち②ないし⑤について、法5条2号イに該当するとし、法8条に基づき不開示とした。

しかし、これは、法の解釈を誤るもので理由がない。以下、詳述する。

イ まず、法であるが、次の通り、規定している。

（法人文書の開示義務）

第5条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 省略

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地

方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
(法人文書の存否に関する情報)

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

ウ ここで、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(法5条2号イ)という定めは、法に限らず、その他の法律においても、一般的に置かれているものである。

この点、「権利、競争上の地位その他正当な利益」の意義内容であるが、一般的には、製品の欠陥・問題に関する情報、著作権やノウハウ、契約情報、財務関係書類等が対象として議論されている。しかし、今回は、いかなる利益が害されるのか、まるで明らかではない。

さらに、「おそれ」についても、「通常他人に知られたくない」というだけでは足りず、正当な利益が害されることが客観的に明らかでなければならないとされている(最判平成13年11月27日判タ1081号171頁)。しかし、この点についても、やはり全く分からない。

以上のような事情に照らした場合、本件処分は違法と言わざるをえない(なお、高橋滋外編「条解行政情報関連三法(公文書管理法・行政機関情報公開法・行政機関個人情報保護法)」292頁以下)。

エ ところで、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない」とされている(行政手続法14条1項)。ここで、同条にいわゆる「理由」の内容としては、「根拠となる法令の条項」、及び「不利益処分の原因となる事実」を示すことは最低限必要とされている(高木光他「条解行政手続法(第2版)」248頁)。

しかし、上記ウの通り、本件処分においては、如何なる事情が、法人の正当な利益を害することになるのかまるで理解することができず、これでは、理由を示したことにならないという意味で、手続的にも違法である。

なお、独立行政法人も行政手続法における「行政庁」に含まれることとは言うまでもない（室井力編「コンメンタール行政法Ⅰ行政手続法・行政不服審査法（第3版）」26頁）

（２）意見書

ア 国立大学法人京都教育大学提出にかかる理由説明書（令和7年12月10日京教育総第39－2号）（下記第3を指す。）は、確認いたしました。

しかし、次の点について、相手方は、法令を正解していないと考えます。

なお、文書の番号については、当初の開示決定通知書の通り、①から⑥を使用します。

イ 文書①～⑤について

もともと相談者が特定されるような形での開示までは求めていません。

相談者、あるいはハラスメントの加害者の特定につながるような情報については、適宜、マスキングされることはやむを得ませんし、そのことについて、審査請求人として異議はありません。

さらに、調停の有無や回数、事実調査の有無や回数が明らかになったとしても、直ちに当事者のプライバシーが明らかになることはありません。

しかし、一律にこれを不開示とするのは行き過ぎです。

如何なる時期に、如何なる場所で、如何なる種類、内容のハラスメント（セクハラ、パワハラ、アカハラ、マタハラ等ハラスメントの範囲は多様です）にかかる相談が寄せられていたのかは、相談者の個性を捨象した一般的な情報に属すると考えます。

ウ 文書⑥について

これも、上記イと同様、相談者、あるいはハラスメントの加害者の特定につながるような情報については、適宜、マスキングされることはやむを得ませんし、そのことについて、審査請求人として異議はありません。

また、一律に不開示とされてしまえば、会議の日時、場所、出席者、議題の如何すら秘匿されることになってしまいますが、これは明らかに行き過ぎです。

エ 理由の欠缺について

審査請求人は、処分理由の欠缺についても指摘しているが、特段の反論がありません。今回、貴庁より、理由説明書が送付されてきて初めて不開示の理由を把握できましたが、これによって処分の違法性が治癒されることはありません。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象法人文書及び審査請求の対象について

開示請求者は、京都教育大学が保有する法人文書「①2020年4月1日以降、ハラスメント防止委員会に対して、ハラスメント相談が寄せられた回数のわかる資料。（ハラスメントの内訳等）、②2020年4月1日以降、ハラスメント防止委員会において、実施された調停の回数のわかる資料。（特定附属学校にかかるもの）、③2020年4月1日以降、ハラスメント防止委員会に対して、調停が実施されている場合、各調停の内容が分かる資料一式（議事録、調書など）、④2020年4月1日以降、ハラスメント防止委員会において、ハラスメントの事実調査がなされた回数がわかる資料。（特定附属学校において）、⑤2020年4月1日以降、ハラスメント防止委員会において、各ハラスメントの事実調査の内容がわかる資料一式。（聴取録、報告書等）、⑥2020年4月1日以降、ハラスメント防止委員会において、ハラスメント委員会の議事録全て（特定附属学校にかかるもの、すべて）」（以下、第3において、順に「法人文書①」ないし「法人文書⑥」という。）の開示を求めており、法人文書①ハラスメント相談が寄せられた回数のわかる資料以外について、不開示とする部分開示決定を令和7年8月6日に行った。

これに対して開示請求者（審査請求人）は、令和7年10月1日付けの行政不服審査請求書により、原処分を取り消しを求めている。

2 審査請求人の主張について

（1）審査請求人の主張

法3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年8月6日付け京教育総第22号により京都教育大学が行った法人文書一部不開示決定（原処分）について、取消しを求める。

（2）審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

（上記第2の2（1）と同内容のため省略）

3 本件対象文書について不開示とした理由（京都教育大学の見解）について

法人文書①のハラスメントの内訳等については、「国立大学法人京都教育大学情報公開に関する開示・不開示の審査基準」（以下「審査基準」という。）2. 法人等情報口に該当し、不開示と判断した。

ハラスメントの相談回数を集計した文書はなく、ハラスメント相談員からハラスメント防止委員会へ報告した資料をもとに回数を計算することにより算出できるが、この文書は、個別の相談者の属性や相談内容が記載されているため、この資料を開示すると相談者のプライバシーを侵すことになることから、開示できない。

なお、申立人には、相談回数を抽出して開示を行った。

法人文書②について、調停が行われるのは、「相談者が当事者間での話し合いでの解決を希望しているとき」（国立大学法人京都教育大学ハラスメント防止等に関する規程（以下「規程」という。）14条1項）としている。ハラスメントの相談のうち、調停の有無（回数）を開示すると、相談者が調停を希望したかを明らかにすることになる。この情報は相談者のプライバシーに属し、関係者以外に公にしないことが当然である。法人文書①の件と同様、ハラスメントの相談や対応について適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、開示できない。

法人文書③について、法人文書②と同様に、調停の有無（回数）を開示すると、相談者が調停を希望したか明らかにすることになる。この情報は相談者のプライバシーに属するものであり、関係者以外に公にしないことが当然である。また、調停の内容が分かる資料一式については、相談者や行為者に関する情報のためプライバシーに属し、関係者以外に公にしないことが当然である。調停の内容について開示すると、ハラスメントの相談や対応について適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、開示できない。

法人文書④について、事実調査を行う委員会が設置されるのは、「ハラスメント防止委員会が相談者から調停を希望しない旨の回答を得た日、又は、調停が不調となった日の翌日から起算して14日以内に行う」（規程15条）としている。調査の有無（回数）がわかる資料を開示すると、相談者が調停を希望しなかったことや、当事者間で調停が不調になったことを明らかにすることになる。この情報は相談者や行為者のプライバシーに属し、関係者以外に公にしないことが当然である。法人文書①の件と同様、ハラスメントの相談や対応について適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、開示できない。

法人文書⑤について、法人文書④と同様に、事実調査の有無（回数）を開示すると、相談者が調停を希望しなかったことや、当事者間で調停が不調になったことを明らかにすることになる。この情報は相談者のプライバシーに属するものであり、関係者以外に公にしないことが当然である。また、ハラスメントの事実調査の内容が分かる資料一式については、相談者や行為者に関する情報のためプライバシーに属し、関係者以外に公にしないことが当然である。事実調査の内容について開示すると、ハラスメントの相談や事実調査について適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、開示できない。

法人文書⑥について、ハラスメント防止委員会議事録は、審査基準2. 法人等情報ロに該当し、不開示と判断した。これまで述べたとおり、ハラスメントの相談において、相談者や行為者に関する情報はプライバシーに

属するものであり、関係者以外に公にしないことが当然である。ハラスメントの相談、調停および調査などを開示すると、ハラスメントの相談や事実調査について適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、開示できない。

4 結論

以上のことから、諮問庁は本件について原処分維持が妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年12月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和8年1月14日 審議
- ④ 同月23日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年8月27日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年10月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1につき、その一部を国立大学法人京都教育大学情報公開に関する開示・不開示の審査基準（審査基準）に定める不開示情報に該当するとして不開示とし、文書2ないし文書5につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、文書6につき、その全部を審査基準に定める不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部を開示しないときには、法9条1項に基づき当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には行政手続法8条1項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要とされている。この理由提示の制度の趣旨は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立て等に便宜を与えるところであり、理由提示に瑕疵がある場合、当該処分は違法であり、取り消すべきものとなる。
- (2) 当審査会において、本件開示請求に係る法人文書開示決定通知書（以下「決定通知書」という。）を確認したところ、決定通知書の別紙の「不開示とした部分とその理由」には、別紙の2のとおり記載されてお

り、文書1及び文書6については、不開示理由が、審査基準の規定に該当する旨が記載されていると認められ、文書2ないし文書5については、当該各文書の存否を答えることにより明らかになる情報が法5条2号イに該当する旨記載されていると認められる。

- (3) 上記(2)を踏まえると、「不開示とした部分とその理由」欄の記載は、文書1及び文書6に関し、審査基準を引用するのみであり、審査基準を参照すれば、法5条各号のどの条項に該当することから不開示としたのか推認できるものの、決定通知書においては、同条各号のどの条項に該当するかを明示しておらず、法を適用して不開示該当性を判断したとは認められない。

また、文書2ないし文書5については、不開示条項の規定をそのまま引用したに等しい内容が記載されているのみであり、その存否を答えるだけで開示することとなる不開示情報がどのような情報であり、なぜ当該条項に該当するのかを明示しているとは認められない。このような記載は、不開示とした具体的理由、すなわち、本件対象文書にどのような情報が含まれており、それが開示されると、どのような根拠によって法5条各号の不開示情報に該当すると判断するのかについて、決定通知書の記載から了知できるものとは認められない。

- (4) 上記のような決定通知書をもって行われた原処分は、処分庁の判断の根拠を欠くものであり、不服申立て等を行うに当たって、具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法9条2項の趣旨及び行政手続法8条1項に照らし違法であり、取り消すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

- (1) 当審査会において、文書1及び文書6を見分したところ、原処分において不開示とされた部分のうち、少なくとも、文書1のうちハラスメント相談の具体的な内容が記載された部分を除く部分及び文書6のうち冒頭の項目名などについては、法5条各号の不開示情報に該当しないと考えられる。

また、文書2ないし文書5については、原処分において存否応答拒否としているが、開示請求書の記載に鑑みると、その全てが、当該各文書の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときに該当するかどうかについては、なお、疑問の余地がある。

さらに、本件対象文書の性質及び諮問庁の上記第3の説明を踏まえると、原処分で処分庁が掲げる適用条項には検討の余地があり、少なくとも

も法5条2号に該当するとした部分は、本来、別の条項を適用すべきものであったと思われる。

本件取消しを踏まえて処分庁が行う開示決定等においては、理由の提示を適切に行うのみならず、その開示・不開示の判断に当たり、こうした点に留意して改めて検討を行い、適切に対応することが望まれる。

- (2) 原処分においては、文書1及び文書6は、文書を特定しているが、決定通知書の別紙「本件に関する不開示とした部分とその理由について」の「不開示箇所」欄においては、文書1及び文書6について、原処分で特定した具体的な文書名が記載されておらず、開示請求文言を引き写した文書名を記載している。

本来、特段の支障のない限り、開示決定通知書には、具体的に特定した文書名を記載すべきものである。

処分庁においては、今後、この点につき留意して適切に対応することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を審査基準に定める不開示情報に該当するとして不開示とし、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 市木政昭、委員 石川千晶、委員 大江裕幸

別紙

1 本件対象文書

- 文書1 2020年4月1日以降、ハラスメント防止委員会に対して、ハラスメント相談が寄せられた回数のわかる資料。（ハラスメントの内訳等）
- 文書2 2020年4月1日以降、ハラスメント防止委員会において、実施された調停の回数のわかる資料。（特定附属学校にかかるもの）
- 文書3 2020年4月1日以降、ハラスメント防止委員会に対して、調停が実施されている場合、各調停の内容が分かる資料一式（議事録、調書など）
- 文書4 2020年4月1日以降、ハラスメント防止委員会において、ハラスメントの事実調査がなされた回数わかる資料。（特定附属学校において）
- 文書5 2020年4月1日以降、ハラスメント防止委員会において、各ハラスメントの事実調査の内容がわかる資料一式。（聴取録、報告書等）
- 文書6 2020年4月1日以降、ハラスメント防止委員会において、ハラスメント委員会の議事録全て（特定附属学校にかかるもの、すべて）

2 開示決定通知書の「本件に関する不開示とした部分とその理由について」の記載

不開示箇所	不開示理由
①2020年4月1日以降、ハラスメント防止委員会に対して、ハラスメント相談が寄せられた回数のわかる資料。（ハラスメントの内訳等）	ハラスメント相談が寄せられた回数について、2020年度および2021年度分は当該委員会で集計していない。ハラスメントの内訳等について、国立大学法人京都教育大学情報公開に関する開示・不開示の審査基準※（審査基準）に定める不開示情報（2. 法人等情報ロ）に該当する。
②2020年4月1日以降、ハラスメント防止委員会において、実施された調停の回数のわかる資料。（特定附属学校にかかるもの）	請求があった特定附属学校にかかる調停の情報が記録された法人文書の存否を答えることにより、法5条2号イの不開示に該当する調停の回数という情報が開示されるのと同様の結果を生じさせるため、法8条の規定に基づき不開示とする。
③2020年4月1日以降、ハラスメント防止委員会に対して、調停が実施されている	請求があった調停の情報が記録された法人文書の存否を答えることにより、法5条2号イの不開示に該当する調停の回数という

場合、各調停の内容が分かる資料一式（議事録、調書など）	情報が開示されるのと同様の結果を生じさせるため、法８条の規定に基づき不開示とする。 なお、調停の内容が分かる資料一式について、審査基準に定める不開示情報（２．法人等情報ロ）および（３．審議検討等情報イ）に該当する。
④２０２０年４月１日以降、ハラスメント防止委員会において、ハラスメントの事実調査がなされた回数がわかる資料。（特定附属学校において）	請求があった特定附属学校にかかるハラスメントの事実調査の情報が記録された法人文書の存否を答えることにより、法５条２号イの不開示に該当するハラスメントの事実調査がなされた回数という情報が開示されるのと同様の結果を生じさせるため、法８条の規定に基づき不開示とする。
⑤２０２０年４月１日以降、ハラスメント防止委員会において、各ハラスメントの事実調査の内容がわかる資料一式。（聴取録、報告書等）	請求があった各ハラスメントの事実調査の情報が記録された法人文書の存否を答えることにより、法５条２号イの不開示に該当するハラスメントの事実調査がなされた情報が開示されるのと同様の結果を生じさせるため、法８条の規定に基づき不開示とする。 なお、ハラスメントの事実調査の内容がわかる資料一式について、審査基準に定める不開示情報（２．法人等情報ロ）に該当する。
⑥２０２０年４月１日以降、ハラスメント防止委員会において、ハラスメント委員会の議事録全て（特定附属学校にかかるもの、すべて）	ハラスメント委員会議事録（特定附属学校にかかるもの）について、審査基準に定める不開示情報（２．法人等情報ロ）および（３．審議検討等情報イ）に該当する。

※「本学HP→情報公開→情報公開制度→法人文書の情報公開」に掲載しています。